

岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第88号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車 で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び第3項第1号において 同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として 用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。 次項第2号及び第3項第2号において同じ。)、専らメタノールを内燃機 関の燃料として用いる自動車で同条第1項の総務省令で定めるもの、メタ ノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるもの を内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるもの及び ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有す る自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを動力源とし て用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていること により大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制 に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。 次項第3号において同じ。)並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及 び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所 有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の 用に供するバスをいう。以下同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対</p>	<p>附 則</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車 で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガ ス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法 附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条におい て同じ。)、<u>メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として 用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。 )</u>、<u>混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合 物で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料と して用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。次項において同 じ。)</u>及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃 機関を有する自動車で併せて電気その他の同項の総務省令で定めるものを 動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えて いることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの 排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるも のをいう。次項及び第3項第3号において同じ。)一般乗合用バス等(一 般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児</p>

して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小 型自動車 であるもの を除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,200	円 32,400
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,300	37,900
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,400	43,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,100	49,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	17,200	56,100
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	19,600	63,800
	総排気量が3.5リットルを超え4	22,500	73,100

の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小 型自動車 であるもの を除く。 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,600	円 33,900
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700	39,600
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900	45,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800	51,700
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000	58,600
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500	66,700
	総排気量が3.5リットルを超え4	23,500	76,400

		リットル以下のもの		
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>25,900</u>	<u>84,100</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>29,900</u>	<u>96,800</u>
		総排気量が6リットルを超えるもの	<u>44,700</u>	<u>122,100</u>
[略]				
		三輪の小型自動車	<u>4,900</u>	<u>6,600</u>
[略]				
特種 用途 車	乗用 車に 属す るも の	総排気量が1リットル以下のもの	<u>6,600</u>	<u>25,900</u>
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>7,400</u>	<u>30,300</u>
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>8,300</u>	<u>34,700</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	<u>12,100</u>	<u>39,600</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	<u>13,700</u>	<u>44,800</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>15,700</u>	<u>51,000</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>18,000</u>	<u>58,500</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>20,600</u>	<u>67,300</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	<u>23,800</u>	<u>77,400</u>

		リットル以下のもの		
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>27,100</u>	<u>87,900</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>31,200</u>	<u>101,200</u>
		総排気量が6リットルを超えるもの	<u>46,800</u>	<u>127,600</u>
[略]				
		三輪の小型自動車	<u>5,100</u>	<u>6,900</u>
[略]				
特種 用途 車	乗用 車に 属す るも の	総排気量が1リットル以下のもの	<u>6,900</u>	<u>27,100</u>
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>7,800</u>	<u>31,700</u>
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>8,700</u>	<u>36,300</u>
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	<u>12,600</u>	<u>41,400</u>
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	<u>14,300</u>	<u>46,900</u>
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>16,400</u>	<u>53,300</u>
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>18,800</u>	<u>61,100</u>
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>21,600</u>	<u>70,300</u>
		総排気量が4.5リットルを超え6	<u>24,900</u>	<u>80,900</u>

	リットル以下のもの		
	総排気量が6リットルを超えるもの	<u>35,700</u>	<u>97,600</u>
[略]			
霊き	乗車定員が3人以下のもの	<u>7,100</u>	
ゆう	乗車定員が3人を超え10人以下のもの	<u>11,200</u>	
車	[略]		
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの		<u>25,900</u>
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		<u>30,300</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		<u>34,700</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		<u>39,600</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		<u>44,800</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		<u>51,000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		<u>58,500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		<u>67,300</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		<u>77,400</u>
		総排気量が6リットルを超えるもの	

	リットル以下のもの		
	総排気量が6リットルを超えるもの	<u>37,300</u>	<u>102,100</u>
[略]			
霊き	乗車定員が3人以下のもの	<u>7,400</u>	
ゆう	乗車定員が3人を超え10人以下のもの	<u>11,700</u>	
車	[略]		
キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの		<u>27,100</u>
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		<u>31,700</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		<u>36,300</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		<u>41,400</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		<u>46,900</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		<u>53,300</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		<u>61,100</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		<u>70,300</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		<u>80,900</u>
		総排気量が6リットルを超えるもの	

	の
[略]	

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号イの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第2号イの総務省令で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号ロの総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えな

	の
[略]	

[略]

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用バス等及び被けん引自動車を除く。）に対して課する平成26年度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であつて平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 8,200	円 32,400
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,300	37,900
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,400	43,400
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,100	49,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	17,200	56,100
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	19,600	63,800
	総排気量が3.5リットルを超え4	22,500	73,100

いもので同項第2号口の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項第4号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項第4号及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第3項第4号の総務省令で定めるもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2	5,000	20,000

	リットル以下のもの		
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	25,900	84,100
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	29,900	96,800
	総排気量が6リットルを超えるもの	44,700	122,100
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	7,100	8,800
（三輪の 小型自動 車である もの、け ん引自動 車である もの及び 被けん引 自動車で あるもの を除く。 ）	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900	12,600
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200	17,600
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500	22,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300	28,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200	33,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000	38,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400	44,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円 に最大積 載量が8 トンを超	44,500円 に最大積 載量が8 トンを超

。)	リットル以下のもの		
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
	電気を動力源とするもの	4,000	15,000
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
(三輪の)	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000
小型自動車であるもの、けん引自動車であるもの及び被けん引自動車で	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000

		える部分	える部分
		1トンまでごとに	1トンまでごとに
		5,100円を加算した額	6,900円を加算した額
一般乗合用バス等以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100	36,300
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200	45,100
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800	53,900
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400	62,700
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500	72,000
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700	81,400
	乗車定員が80人を超えるもの	70,400	91,300
三輪の小型自動車		4,900	6,600
けん引自動車	小型自動車であるもの	8,200	11,200
	普通自動車であるもの	16,600	22,600
特種用途車	乗用車に属するもの	6,600	25,900
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	7,400	30,300
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	8,300	34,700
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	9,200	39,100

あるものを除く。)	<u>以下のもの</u>			
	<u>最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの</u>		<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
	<u>最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの</u>		<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	<u>最大積載量が8トンを超えるもの</u>		<u>15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額</u>	<u>20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額</u>
バス	一般	<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>6,000</u>	
	乗合用バス等	<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>7,500</u>	
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>9,000</u>	
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>10,000</u>	
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>11,500</u>	
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>13,000</u>	

<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>12,100</u>	<u>39,600</u>
<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>13,700</u>	<u>44,800</u>
<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>		<u>15,700</u>	<u>51,000</u>
<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>	<u>58,500</u>
<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>		<u>20,600</u>	<u>67,300</u>
<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>		<u>23,800</u>	<u>77,400</u>
<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>		<u>35,700</u>	<u>97,600</u>
<u>トラックに属するもの</u>		<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>バスに属するもの</u>		<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>		<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>けん引自動車に属するもの</u>		<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
霊き	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>7,100</u>	
ゆう車	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>11,200</u>	



		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	
その他		乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
三輪の小型自動車			2,500	3,000
けん引自動車	小型自動車であるもの		4,000	5,500
	普通自動車であるもの		8,000	10,500
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	3,000	12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	3,500	14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	4,000	16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	5,500	18,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	6,500	20,500
		総排気量が3リットルを超え3.5	7,500	23,500

		乗車定員が10人を超えるもの	13,200	
キャンピング車		総排気量が1リットル以下のもの		25,900
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		30,300
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		34,700
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		39,600
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		44,800
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		51,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		58,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		67,300
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		77,400
		総排気量が6リットルを超えるもの		97,600
その他		車両重量が5トン以下のもの	9,900	12,600
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	20,300	28,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	32,400	44,500
		車両重量が15トンを超えるもの	47,900	65,300

	リットル以下のもの		
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	8,500	27,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	9,500	31,000
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	11,000	35,500
	総排気量が6リットルを超えるもの	16,500	44,500
	電気を動力源とするもの	3,000	12,000
	トラックに属するもの	トラックの款に定める区分に応じた税率	
	バスに属するもの	バスの款に定める区分に応じた税率	
	三輪の小型自動車に属するもの	三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率	
	けん引自動車に属するもの	けん引自動車の款に定める区分に応じた税率	
霊き ゆう 車	乗車定員が3人以下のもの	3,500	
	乗車定員が3人を超え10人以下のもの	5,500	
	乗車定員が10人を超えるもの	6,000	
キャ ンピ ング	総排気量が1リットル以下のもの		12,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		14,000

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 4,100	円 5,700
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200	6,900
総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900	8,800

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

車	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>16,000</u>	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	<u>18,000</u>	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	<u>20,500</u>	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>23,500</u>	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>27,000</u>	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>31,000</u>	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>35,500</u>	
	総排気量が6リットルを超えるもの	<u>44,500</u>	
	電気を動力源とするもの	<u>12,000</u>	
その他	車両重量が5トン以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,800	円 2,600
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,300	3,200
総排気量が1.5リットルを超えるもの	3,200	4,000
電気を動力源とするもの	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し

3 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガ

、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるもの

ス保安基準という。)で法附則第12条の3第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第4項第3号の総務省令で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第4項第4号の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小	総排気量が1リットル以下のもの	円	円
		4,000	15,000

型自動車 であるも のを除く 。)	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	<u>4,500</u>	<u>17,500</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	<u>5,000</u>	<u>20,000</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	<u>7,000</u>	<u>22,500</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	<u>8,000</u>	<u>25,500</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	<u>9,000</u>	<u>29,000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	<u>10,500</u>	<u>33,500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>14,000</u>	<u>44,000</u>
	総排気量が6リットルを超えるも の	<u>20,500</u>	<u>55,500</u>
	電気を動力源とするもの	<u>4,000</u>	<u>15,000</u>
トラック (三輪の 小型自動 車である もの、け ん引自動 車である	最大積載量が1トン以下のもの	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
	最大積載量が1トンを超え2トン 以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	最大積載量が2トンを超え3トン 以下のもの	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	最大積載量が3トンを超え4トン 以下のもの	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>

	もの及び被けん引自動車であるものを除く。)	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
		最大積載量が8トンを超えるもの	<u>15,000円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>2,400円</u> を加算した額	<u>20,500円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>3,200円</u> を加算した額
		バス	一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	<u>7,500</u>	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	<u>9,000</u>	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	<u>10,000</u>	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	<u>11,500</u>	

		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	
その他		乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
		三輪の小型自動車	2,500	3,000
けん引自動車		小型自動車であるもの	4,000	5,500
		普通自動車であるもの	8,000	10,500
特種用途車	乗用に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	3,000	12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	3,500	14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	4,000	16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	5,500	18,000
		総排気量が2.5リットルを超え3	6,500	20,500



	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>23,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
<u>ゆう</u>	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
<u>車</u>	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	
<u>キャ</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>

ンピ ング 車	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	<u>14,000</u>	
	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	<u>16,000</u>	
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	<u>18,000</u>	
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	<u>20,500</u>	
	総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	<u>23,500</u>	
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	<u>27,000</u>	
	総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	<u>31,000</u>	
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>35,500</u>	
	総排気量が6リットルを超えるも の	<u>44,500</u>	
	電気を動力源とするもの	<u>12,000</u>	
その 他	車両重量が5トン以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以 下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以 下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨

4 [略]

客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,800	円 2,600
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,300	3,200
総排気量が1.5リットルを超えるもの	3,200	4,000
電気を動力源とするもの	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

4 [略]

5 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、

窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第6項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項第4号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第6項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く。 。）	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	円 2,000	円 7,500
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	2,500	9,000
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>	2,500	10,000
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	3,500	11,500
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	4,000	13,000

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>14,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>17,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>19,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>7,000</u>	<u>22,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>10,500</u>	<u>28,000</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>7,500</u>
<u>トラック</u>	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
<u>(三輪の</u>	<u>最大積載量が1トンを超え2トン</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
<u>小型自動</u>	<u>以下のもの</u>		
<u>車である</u>	<u>最大積載量が2トンを超え3トン</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>
<u>もの、け</u>	<u>以下のもの</u>		
<u>ん引自動</u>	<u>最大積載量が3トンを超え4トン</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
<u>車である</u>	<u>以下のもの</u>		
<u>もの及び</u>	<u>最大積載量が4トンを超え5トン</u>	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
<u>被けん引</u>	<u>以下のもの</u>		
<u>自動車で</u>	<u>最大積載量が5トンを超え6トン</u>	<u>5,500</u>	<u>7,500</u>
<u>あるもの</u>	<u>以下のもの</u>		
<u>を除く。</u>	<u>最大積載量が6トンを超え7トン</u>	<u>6,500</u>	<u>9,000</u>
<u>)</u>	<u>以下のもの</u>		
	<u>最大積載量が7トンを超え8トン</u>	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	<u>以下のもの</u>		

		最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に 最大積載 量が8ト ンを超え る部分1 トンまで ごとに 1,200円を 加算した 額	10,500円 に最大積 載量が8 トンを超 える部分 1トンま でごとに 1,600円を 加算した 額
バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	3,000	
	乗合 用バ ス等	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	
	その他	乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500	
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500	

		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
		三輪の小型自動車	1,500	1,500
	けん引自動車	小型自動車であるもの	2,000	3,000
		普通自動車であるもの	4,000	5,500
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	2,000	6,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,000	7,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,000	8,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,000	9,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	3,500	10,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	3,500	12,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	4,500	13,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	5,000	15,500
		総排気量が4.5リットルを超え6	5,500	18,000

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>8,500</u>	<u>22,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>6,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>霊き ゆう 車</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>2,000</u>	
	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>2,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>3,000</u>	
<u>キャ ンピ ング 車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>6,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>7,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>8,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>9,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>10,500</u>



	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		<u>12,000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		<u>13,500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		<u>15,500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		<u>18,000</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの		<u>22,500</u>
	電気を動力源とするもの		<u>6,000</u>
その他	車両重量が5トン以下のもの	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 <u>1,000</u>	円 <u>1,300</u>
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>

<u>ル以下のもの</u>		
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	<u>1,600</u>	<u>2,000</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第7項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第3項の表に定める税率とする。

5 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の3第6項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして

7 第3項（第4号に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の3第8項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として同項の総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場

定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

6 平成26年度分の自動車税を課する場合の前各項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）による改正前の法」とする。

合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

2

（法人税割の税率）

第37条 法人税割の税率は、100分の5とする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第19条 昭和52年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人（第27条第6項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）を除く。

（法人税割の税率）

第37条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第19条 昭和52年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の4とする。

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの（受託法人（法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人（第27条第6項において法人とみなされるものを含む。）について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。）を除く。

)に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～7 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

)に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2～7 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の5 [略]

2 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の5.5」とする。

3

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法附則第3条の

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む

2の4第1項の政令で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法附則第3条の2の4第1項の政令で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 [略]

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

4 (寄附金税額控除)

第31条 [略]

(寄附金税額控除)

第31条 [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が前条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る法第37条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]	
1,800万円を <u>超える</u> 金額	[略]

(2)・(3) [略]

附 則

第10条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第31条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第2項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が前条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る法第37条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

[略]	
1,800万円を <u>超え</u> 4,000万円以下の金額	[略]
4,000万円を <u>超える</u> 金額	100分の45

(2)・(3) [略]

附 則

第10条の4の2 平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人の県民税についての第31条及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第31条第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100

		<p>分の50」とあるのは「100分の49.16」と、<u>同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と</u>、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p>
5	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、<u>その事業が行われる場所で法第24条第3項の政令で定めるものをもって、その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 法人税法第71条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項(法人税法第71条第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。)の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合(同法第75条の2第6項(同法</p>	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u>をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項(法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。</p> <p>(確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務)</p> <p>第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合(</p>

第145条において準用する場合を含む。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)、同法第75条の2第3項(同法第145条において準用する場合を含む。))の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第5項(同法第145条において準用する場合を含む。))の規定により同項の届出書を提出した場合には、法第53条第38項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

2 [略]

(事業税の課税客体等)

第42条 [略]

2～4 [略]

5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で法第72条の2第6項の政令で定めるものをもって、その事務所又は事業所として事業税を課する。

6 [略]

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第1項ただし書の政令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第1項ただし書の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同条に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

同法第75条の2第6項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。)、同法第75条の2第3項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第5項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により同項の届出書を提出した場合には、法第53条第38項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

2 [略]

(事業税の課税客体等)

第42条 [略]

2～4 [略]

5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第72条第5号に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所として事業税を課する。

6 [略]

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。



2 [略]	2 [略]
<p>6 (県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合及びマンション敷地売却組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6・7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

表4の項の改正部分中

<p>(国外株式の配当等に係る課税標準)</p> <p>第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得</p>	<p>(国外株式の配当等に係る課税標準)</p> <p>第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する<u>国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号</u>に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下</p>
---	--

税法第95条第1項に規定する外国所得税（政令第9条の16で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（法第71条の29の政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

を

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第8条の3第2項に規定する国外投資信託等の配当等又は同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等に係るもの（以下この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（政令第9条の16で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第41条の10 特定配当等のうち租税特別措置法第3条の3第4項第2号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第8条の3第4項第2号に規定する国外投資信託等の配当等、同法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等又は同法第41条の12の2第1項第2号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るもの（以下この条、第41条の12及び第41条の13において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第95条第1項に規定する外国所得税（法第71条の29の政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第41条の8第1項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

に

改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分及び第2条並びに附則第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分及び附則第3条第2項の規定 平成26年10月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日

(4) 第1条中表4の項の改正部分及び次条第1項の規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中表5の項の改正部分並びに附則第3条第1項及び附則第4条の規定 平成28年4月1日

(6) 第1条中表6の項の改正部分 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日  
(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第31条第2項及び附則第10条の4の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第8条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第18条の3の2第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 新条例第27条第3項、第39条第2項及び第40条第1項の規定は、附則第1条第5号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第37条、附則第19条及び附則第19条の2第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 新条例第42条第5項及び第44条第1項の規定は、附則第1条第5号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第25条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。